

## 事業性融資の推進に関する基本方針

〔令和8年5月25日 事業性融資推進本部決定〕

事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、事業性融資を推進するための施策に関する基本的な方向、事業性融資を推進するための支援体制の整備に関する事項その他事業性融資を推進するために必要な施策に関する事項を定める。

### 第1 事業性融資を推進するための施策に関する基本的な方向

#### 1 事業性融資を推進する意義

事業者は、ヒト・モノ・カネ・情報といった有形・無形の資産を一体として活用することで、新たな価値を生み出す。日本の企業及び経済の持続的な成長のためには、このような事業者の価値創造をあらゆる側面から支えていくことが重要である。

金融機関は、それぞれの強みを活かし、ヒト・モノ・カネ・情報等の多様な側面から、事業者の価値創造を支える取組を進めている。とりわけ足下では、増加傾向に転じる名目GDPや民間設備投資も踏まえ、事業者の将来を見据えた投資意欲及び資金需要の高まりが見込まれるなど、カネの側面からの支援に期待が高まっている。金利環境等も大きく変化する中、出資（エクイティ）から融資（デット）まで、メザニン等も含む多様な資金調達を組み合わせることができるよう、環境整備を進めていくことが求められる。

融資（デット）に関しては、この20年あまり、事業の将来性に着目した融資（以下「事業性融資」という。）を後押しするための取組が進められてきた。令和8年5月25日の法の施行により、企業価値担保権制度の創設や事業性融資推進本部の設置など、事業性融資をめぐる環境整備は大きく進展する。このような制度の適切な活用も通じて事業性融資をさらに推進し、事業の成長・拡大を目指す、スタートアップや事業承継・再生の局面にある企業等（以下「成長企業等」という。）をはじめとする企業の資金調達の円滑化を図ることにより、日本の企業及び経済の持続的成長を支えることを目指す。

## 2 事業性融資の推進に関する課題

事業性融資の推進のためには、事業者と金融機関の継続的なコミュニケーション及び信頼関係の構築が不可欠である。事業の状況は絶えず変化する以上、融資時に把握した事業の実態や将来見通しと、その後の実際の推移との間に乖離が生ずることは避けられない。特に成長企業等の場合、過去の実績の延長線上にない将来の成長を目指すため、将来予測にはより大きな困難を伴い、事業計画と実際の推移との間の乖離が生じやすい。そのため、平時からの緊密なコミュニケーションにより、事業計画と実際の推移の乖離を的確に把握し、必要に応じて早期の経営改善を支援していくことがきわめて重要である。

例えば、融資審査においては、事業の実態や将来性を理解し、融資後の返済可能性を適切に評価することが求められる。一つひとつの事業について、将来キャッシュ・フローの見通しやその不確実性といった個々の実情を踏まえ、資金使途に見合った返済計画及び融資手法を選択する必要がある。

また、融資後においては、融資時に確認した事業計画等と比べ、事業がどのように推移しているかについて、事業者と金融機関が相互に確認することが必要である。例えば、事業計画等との乖離が生じつつある場合には、延滞等の深刻な事態に至る前に、その要因及び対応策を議論し、必要に応じて経営改善や事業計画の見直しにつなげていくことが求められる。

事業性融資の推進に当たっては、出資（エクイティ）その他の手法を適切に組み合わせることも重要である。事業者の成長段階、事業のリスク・リターン、資金使途及び将来キャッシュ・フローの見通しに応じて、資金繰り、株式の希薄化、資本コストその他の資金調達に伴う諸条件を総合的に勘案し、事業の継続及び成長発展に資する資金調達のあり方を検討することが求められる。

また、事業の継続及び成長発展のためには、上記のカネの側面にとどまらず、その基礎となる労働者の理解と協力、並びに商取引先との適切な関係の維持など、ヒト・モノ・情報の側面にも留意が必要である。例えば、事業者には、自身が置かれている環境や経営課題等について、金融機関と相互に確認し適切に把握することに加えて、その状況に応じて労働者とのコミュニケーションを図るとともに、商取引先や労働組合等との間で必要な情報共有や連絡調整を行うことにより、事業の継続及び成長発展に必要な協力関係を確保することが望まれる。事業性融資の推進に当たっては、このような事業全体を支える観点も踏まえ、関係者が必要な取組を進めていくことが重要である。

### 3 施策の基本的な方向

以上を踏まえ、国は、法第3条に定める基本理念（「事業性融資の推進等は、会社及び債権者の相互の緊密な連携の下に、会社の事業の継続及び成長発展に必要な資金の調達等の円滑化に資するものとなることを旨として、行われなければならない。」）にのっとり、

- ・ 金融機関においては、事業者との継続的なコミュニケーションを通じて、事業の実態、経営課題、資金需要の背景及び将来見通しの把握に努めることが重要であること、
- ・ 事業者においても、自らの事業の現状、課題及び見通しについて、金融機関との間で適切な情報共有を図ることが重要であること、

に留意しつつ、こうした信頼関係に基づく融資実務が広がるよう、次に掲げる方向で事業性融資の推進に関する施策を講ずるものとする。

#### （1）事業の実態及び将来性を踏まえた融資判断能力の強化

金融機関は、融資判断に当たり、財務情報のみならず、事業計画、商流、顧客基盤、技術・ノウハウ、人的資本その他事業の実態及び将来性を構成する要素を総合的に勘案することが求められる。その際、資金使途、投資回収期間、事業の成長段階、業種・業態の特性等に応じて、返済計画、融資手法及びモニタリングのあり方を適切に検討することが重要である。

国は、事業の実態及び将来性を踏まえた融資判断能力の強化に資するよう、知見の蓄積及び共有等の必要な施策を進めるものとする。

#### （2）融資後の期中管理及び早期支援能力の強化

事業者及び金融機関には、融資後においても、継続的なコミュニケーションを通じて、事業の進捗、資金繰り、事業計画との乖離その他事業の状況の変化の認識を共有することが求められる。特に、経営悪化の兆候が認められる場合には、延滞等の深刻な事態に至る前に、事業者との間で認識を共有し、経営改善、事業再生その他必要な支援につなげることが重要である。

国は、こうした早期の経営改善・事業再生支援を後押しするため、金融機関の専門性向上その他の必要な施策を進めるものとする。

#### （3）多様な支援手法との連携

事業者の資金需要及び経営課題は多様であるため、事業性融資の推進に当たっては、出資（エクイティ）、政府系機関による支援、外部専門家による助言その他の支援手法との連携を図る必要がある。

国は、関係機関との連携の下、事業者の実情に応じて適切な支援手法が組み合わせられるよう、必要な環境整備を進めるものとする。

#### **（４）労働者等の関係者との協力**

事業性融資の推進に当たっても、事業の継続及び成長発展のためには、労働者その他の関係者の協力が不可欠であることに留意する必要がある。

国は、労働者その他の関係者の理解と協力が得られるよう、金融庁「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について」その他の関係資料の周知を図るものとする。

## **第２ 事業性融資を推進するための支援体制の整備に関する事項**

### **１ 事業性融資推進支援業務の内容に関する事項**

法第 232 条第 1 項に規定する事業性融資推進支援業務を行う者は、事業性融資に関する専門的知見を有し、また、公共的な役割を担う者であって、事業者、金融機関その他の関係者に対し、主として次に掲げる事項のいずれかを行うものとする。

- イ) 事業者と金融機関との対話の円滑化及び相互理解の促進に関する支援（事業計画、返済計画その他の事業性融資に必要な資料作成等に関する支援を含む。）。
- ロ) 事業性融資に関する制度又は実務に関する情報提供
- ハ) 事業性融資に関する人材育成、研修、事例の収集及び普及
- ニ) 前各号に掲げるもののほか、事業性融資の推進に資する支援

### **２ 事業性融資推進支援業務の実施体制に関する事項等**

事業性融資推進支援業務を適確に実施するためには、金融、会計、法務その他の分野に関する専門性を有する者が、相互に連携しつつ支援に当たることが重要である。

このため、国は、認定制度の適切な運用等を通じて、支援業務を担う者の専門性及び中

立性の確保に努めるものとする。その際、特に地域金融機関及び政府系機関等との連携を図り、事業者が地域や業種等の実情に応じた支援を受けられるよう配慮するものとする。また、認定は、認定時に定めた期間内に限り、その効力を有するものとし、その運用状況を踏まえ、認定制度について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

### **第3 上記のほか必要な施策に関する事項**

#### **1 周知及び普及啓発**

国は、事業性融資の意義、好事例及び実務上の留意点について、事業者、金融機関その他の関係者に対する周知及び普及啓発を進めるものとする。特に、中小企業、スタートアップ、地域の事業者を含む成長企業等に対し、事業性融資が利用可能な選択肢として適切に理解されるよう、分かりやすい情報提供に努めるものとする。

#### **2 調査研究**

事業性融資の推進に当たっては、金融、会計、法務その他の幅広い分野にわたる国内外の法制度、実務及び学術的知見を踏まえることが重要である。このため、国は、国内外の制度及び実務の動向に関する調査研究を進めるとともに、その成果を踏まえつつ、事業性融資の推進に向けた環境整備について、不断の改善及び見直しを進めるものとする。

#### **3 国の体制**

金融庁は、「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について（令和5年12月1日閣議決定）」を踏まえ、関係府省庁及び関係機関と連携し、事業性融資の推進に関する施策の企画立案、制度整備、運用状況の把握を含む検査・監督及び実務上の課題への対応を総合的に進めるものとする。

また、国は、事業性融資の推進に関して、組織として知見が継続的に蓄積されるよう、専門性を有する人材の育成及び必要な体制の整備に努めるものとする。

#### **4 フォローアップ**

本部は、本基本方針に基づく施策の進捗状況、事業性融資の実務の定着状況、支援体制

の整備状況その他必要な事項について、定期的に把握し、検証を行うものとする。

その際、事業者、金融機関、支援業務を行う者その他の関係者の意見を踏まえつつ、必要に応じて施策の見直し又は改善を行うものとする。

#### **第4 基本方針の見直し**

法の施行後おおむね5年を目途として検討を加え、必要な見直しを行う。ただし、情勢の変化等により必要があると認めるときは、機動的に見直しを行う。